

# 大分大学における研究不正防止計画

平成20年10月29日  
学 長 裁 定

国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程第6条に基づき設置した「研究不正防止コンプライアンス室」において、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため、「研究不正防止計画」を以下のとおり策定し、これを実施する。

## 1 研究活動上の不正行為防止等に向けた取組みの推進

国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程第13条及び国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程第15条に基づき、研究活動における不正行為防止等に向けた取組みを推進する。

## 2 研究活動上の不正行為防止等に向けた具体的項目

### (1) 不正防止に関する意識の徹底

- ① 公的研究費の適正な執行が行えるよう、科学研究費補助金等の公募に係る説明会とあわせて研修会を開催する。
- ② 教職員その他法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者に対して、法人の不正防止の基本方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。
- ③ 公的研究費の不正使用防止等を図るため、研究者等に向けた「公正研究推進ハンドブック」を全教職員へ配布し、周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。
- ④ 公的研究費の不正使用防止計画について、不正を発生させる要因を法人全体と部局固有のものに分類し、別紙のとおり策定・実施する。
- ⑤ 研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、研究倫理教育を実施し、受講の確認を行う。また、学生の研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育を実施する。
- ⑥ 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任を明確化する。また、複数の研究者による研究活動を行う場合の研究代表者は、研究活動全容を把握・管理するとともに研究成果を適切に確認する。
- ⑦ 若手研究者等への研究活動の支援・助言等を行うため、必要に応じメンターを配置する。

### (2) 誓約書の徴取

法人が機関経理として扱う全ての経費を不正使用防止の対象としており、法人の職員その他法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者に対して、関係法令等を遵守する必要があるため、誓約書の提出を求める。また、業者との癒着防止の観点から、業

者からも誓約書の提出を求める。

### (3) 研究データの保存

- ① 論文等で発表した研究成果について、研究データを保存するためのルール並びに設備を整える。
- ② 論文等で発表した研究成果について、研究データを別に定める期間、法人が定める方法により保存することを研究者等へ義務付ける。
- ③ 個人データ等、その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、該当する法令等に従う。また、研究成果物の取扱いについて、競争的資金等を配分する機関により定められている場合は、それに従う。

### (4) 物品検収の確実な実施

- ① 法人に納入される全ての物品の検収は、原則、検収センターで実施する。なお、発注者に納品される前に、発注書、納品書により検収を実施する。
- ② 業者に検収ルールを周知し、業者との癒着を防止する。

### (5) 出張の事実確認

- ① 旅行伺兼旅行命令（依頼）簿の事前提出を徹底する。
- ② 出張目的が、競争的資金等の交付目的に合致しているかの確認を徹底する。
- ③ 出張事務の担当部署等は、必要に応じ、出張の事実確認を行うことがある。

### (6) 内部監査の実施

- ① 監査室は、研究不正防止コンプライアンス室と密接な連携を図り、定期または必要に応じて、内部監査を実施する。
- ② 監査室は、内部監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。

### (7) 不正行為等に係る告発等の取扱い

- ① 不正行為等に係る告発については、「国立大学法人大分大学公益通報取扱規程」、「国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」及び「国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」に基づき適正に取り扱う。
- ② 告発の方法と併せて、告発者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。

## 3 公表

研究活動に係る不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関する取組み、法人としての責任体制、関係規程及び相談・通報窓口等について、ホームページにより公表する。

#### 4 研究不正防止計画の見直し

上記の項目は、研究活動における不正行為の防止等のため、当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。

附則	平成23年	2月28日	見直し
附則	平成24年	6月1日	見直し
附則	平成26年	2月13日	見直し
附則	平成27年	5月20日	見直し
附則	平成29年	5月8日	見直し
附則	令和2年	8月27日	見直し